

ソフトウェア使用規程

この使用規程（以下、「本規程」といいます）は、株式会社シビルソフト開発（以下、「当社」といいます）の提供物に関する提供条件や、お客様と当社との間の権利義務関係を定めるものです。

お客様は、当社の提供物をインストール、アクセス、または使用することによって、本規程の条項に同意されたものとします。
本規程の条項に同意されない場合は、提供物をインストール、アクセス、または使用することはできません。

第1条（用語の定義）

- 1 本規程における「提供物」とは、本規程に基づき当社からお客様に使用を許諾するソフトウェア、マニュアル、サンプルデータ、プロテクト装置、ライセンス管理ツール、その他付属する一切を含むものとします。
- 2 本規程における「お客様」とは、当社から本提供物をご購入いただいた法人または個人およびその従業員等であって第2条①のアカウント登録をした個人をいいます。

第2条（使用許諾の内容）

お客様は、本提供物を下記に示すような状態において非独占的に使用することのみを許諾されるものとします。ただし、使用期限の定めのあるものについては、その使用期限に限り許諾されるものとします。なお、本提供物の著作権、特許、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的財産権及び所有権は、当社に帰属します。

- ① お客様は、当社から許諾されたライセンスの数（以下、「ライセンス数」といいます）に応じて、本提供物を使用する個人（お客様またはお客様の従業員等）を特定してアカウントを登録するものとします。
- ② 本提供物は、アカウント登録を行ったご本人のみご使用いただけます。アカウント登録されていない方が本提供物を使用したり、1つのアカウントを複数人で使用したりすることはできません。
- ③ お客様は、次項に定める場合を除き、ソフトウェアを、1ライセンスあたり1台のコンピュータにインストールすることができるものと、複数のコンピュータで使用してはならないものとします。
- ④ お客様は、Net Manageを利用することにより、同一構内の同一部署におけるネットワークに接続されている複数のコンピュータに本提供物をインストールすることができます。ただし、本提供物を同時に使用できるコンピュータの台数はライセンス数までとします。また、この場合も、本提供物を使用できる方はアカウント登録を行ったご本人のみとします。したがってその人数はライセンス数までであり、使用が同時であるかどうかを問わず、ライセンス数を超える人数で本提供物を使用することはできません。
- ⑤ お客様は、ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル等による解析及びソフトウェアの改変を行うことはできないものとします。
- ⑥ お客様は、本提供物の全部または一部について、名目の如何を問わず、第三者に譲渡、賃貸、送信その他において、その所有または占有を移転する行為をし、または第三者に使用を許諾するなどして、第三者に使用させてはならないものとします。また、お客様は本規程上の地位を第三者に譲渡することはできないものとします。
- ⑦ お客様は、本提供物に含まれるサンプルデータ、画像データ、その他のコンテンツ（それらを加工したり、ファイル形式を変更したりしたコンテンツを含む）を、本提供物（ただし、お客様が適法に使用しているものに限る）以外のソフトウェアにおいて使用してはならないものとします。
- ⑧ お客様による本提供物のリモートデスクトップでの使用については許諾しないものとします。本提供物をリモートデスクトップで使用することはお控えください。

第3条（損害賠償）

お客様が本規程の各条項に違反し、その他お客様の責に帰すべき事由により当社の権利を侵害し、損害を与えたときは、当社に対してその損害を賠償しなければならないものとします。

第4条（保証と免責）

- 1 当社は、お客様が本提供物の有効な使用权を取得していることを条件として、本提供物に物理的な欠陥があった場合において、お客様より本提供物の受領後8日以内に、その受領の日を証明する書類を添付し当社に対して本提供物を返還したときは、無償で交換するものとします。
- 2 当社は、本提供物の使用及び付随するサービスの利用によりお客様または第三者が損害を受けた場合においても、その理由の如何を問わず賠償の責めを負わないものとします。
- 3 当社は、本提供物について現状のままお客様に使用を許諾するものであり、お客様の特定の使用方法や用途に適合することを保証するものではありません。

第5条（データの保全）

本提供物の使用によって作成されたデータの保全管理は、お客様の責任と負担において行うものとします。お客様または第三者がデータの破損・消失等によって受けたいかなる損害に対しても、当社はその賠償の責めを負わないものとします。

第6条（提供物のサポート・バージョンアップ）

本提供物に関する質問等のサポートは、お客様が保守サービス会員である場合に限って提供されます。お客様に本提供物が届いた時点から、サポートの提供が開始されます。ただし、以下の事由により、そのサポートを終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ① 本提供物が当社によってバージョンアップされた場合、その出荷日をもってお客様に対する旧バージョンのサポートは終了します。
 - ② 本提供物が製造中止となった場合、保守サービス会員の契約期間内まではサポートを行います。また、プログラムのバグその他欠陥の修補についても保守サービス会員の契約期間内までとします。
- サポートは、お客様の問題が現実解決されることを保証するものではありません。また、いかなる場合においても、サポートの結果について、当社は一切の責任を負いません。

第7条（アカウント）

- 1 アカウントの必要性
本提供物のサポートを当社が行うためには、お客様のアカウントが必要となります。お客様は、お客様のアカウントを通じて当社にアクセスし、本提供物の保守サービスの利用を行うことができます。
- 2 アカウントによる特典
お客様のアカウントは、お客様によるアカウント情報へのアクセス及び管理を行うことができ、かつソフトウェア、Web サービス、その他の特典（無償の特典を含む）に対する権利を取得することができます。

第8条（使用期限）

お客様は、本提供物を納入された日またはコンピュータに最初にインストールしたときから、下記のいずれかの事由の生ずるまで、第2条の範囲内で本提供物を使用することができるものとします。

- ① お客様が、使用を中止する1ヶ月前までに、その旨を書面によって通知し、かつその期日が到来したとき。
- ② お客様が法人である場合は、合併によらず解散したとき。
- ③ お客様が、本規程のいずれかの条項に違反したとき。
- ④ お客様との間で別途定めた使用期限に達したとき。

第9条（規程の変更）

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規程の内容を変更することができるものとします。当社が本規程を変更する場合、規程を変更する旨および変更後の規程の内容、変更後の規程の効力発生時期をインターネットの利用その他適切な方法により周知するものとします。

第10条（合意管轄裁判所）

本規程及び本提供物に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることにします。

第11条（特則の適用除外）

本規程の各条項と反する内容の記載が本提供物に記載されているときにおいても、本規程に従うものとします。